平成21年度実績評価書要旨

評価実施時期:平成21年8月

担当部局名: 労働基準局勤労者生活部企画課

施策の概要

平成19年12月にワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議にて決定された「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」(以下「憲章」という。)及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」(以下「行動指針」という。)においては仕事と生活の調和の実現した社会、すなわち、

- ① 就労による経済的自立が可能な社会
- ② 健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会
- ③ 多様な働き方・生き方の選択できる社会

を目指すとの観点から、国は、企業や働く者、国民の取組を積極的に支援するととも に社会的基盤づくりを積極的に行うこととされている。

上記②健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会に向けて、国は労使による長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進など労働時間等の設定改善の取組支援等を行うこととされていることを踏まえ、厚生労働省において仕事と生活の調和実現に向けた労働時間の設定改善の促進等の取組を実施しているところである。

【評価結果の概要】

【現状分析(施策の必要性)】

平成20年における年間総実労働時間は、事業所規模30人以上で1,836時間となっており、長期的には減少傾向にあるものの、一般労働者(常用労働者のうち、パートタイム労働者をのぞいた労働者)については、年間総実労働時間は事業所規模30人以上で、2,017時間となっており、長期的に見ると、ほぼ横ばいで推移している。 また、週労働時間別の雇用者の分布をみると、35時間未満の雇用者の全体に占める割合が増加する一方、60時間以上の雇用者の割合が高い水準で推移するなど「労働時間分布の長短二極化」の状況にある。

また、平成19年における年次有給休暇の平均取得率については47.7%となっており、近年取得率は5割を下回る状態で推移しており、長時間労働の抑制さらには仕事と生活の調和の実現に向けては、年次有給休暇の取得促進についても一層の推進が求められているところである。

施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等

一人ひとりの働き方の見直しを進め、仕事と生活の調和の実現を図っていくことは、個々人はもとより、我が国の社会を持続可能で確かなものとするために不可欠な取組であり、また、前掲の憲章及び行動指針において、仕事と生活の調和した社会の実現に向けた各主体の取組を推進するための社会全体の目標として、中長期的な数値目標も設定されたところであり、厚生労働省として仕事と生活の調和の実現に向けた取組を一層推進していく必要がある。

【有効性の観点】

労働時間等の設定改善を通じた仕事と生活の調和対策を推進するに当たっては、(1)社会全体の気運醸成を図る(個別目標2)とともに、(2)長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進等、個別企業の取組の促進を実施すること(個別目標1)を併せて推進することが有効である。このため、社会全体に仕事と生活の調和の意義・効果等を広く訴求することと、中小企業を中心とする個別企業の取組をきめ細かくサポートすることを併せて推進すべく様々な施策を着実に実施しているところであり、各指標の目標も達成していることから、その有効性を確認することができる。

【効率性の観点】

- (1) 社会全体の気運醸成を図るため、
- ○全国的な気運醸成を図る取組として、我が国を代表する10社の仕事と生活の調和の取り組み状況や成果を 社会全体に広く周知する「仕事と生活の調和推進プロジェクト」を展開し、さらに
- ○各地方の事情に応じた効果的な気運醸成を図るため、都道府県ごとに「仕事と生活の調和推進会議」を設置 し、労使、学識経験者等の関係者相互の合意形成の促進を図るとともに、「仕事と生活の調和推進プロジェクト (地方版)」を実施しているところである。
- (2) 個別企業の取組の促進に向けては、
- ○憲章及び行動指針の趣旨を踏まえ、事業主及びその団体が労働時間等の設定の改善について適切に対処する ために必要な事項について定めた「労働時間等見直しガイドライン (労働時間等設定改善指針)」の改正及びそ の周知を実施したほか、
- ○事業主団体を通じた「労働時間等設定改善援助事業」の実施
- ○中小企業団体に対する「労働時間等設定改善推進助成金」の支給

- ○中小企業事業主に対する「職場意識改善助成金」の支給
- ○都道府県労働局への「労働時間設定改善コンサルタント」の配置
- 等を実施しているところである。

以上のとおり、(1) 社会全体の気運醸成に向けた取組においては、全国的規模の取組並びに各地方の実情に応じた取組を実施することで、社会的気運の醸成を様々な規模で効果的に実施しており、さらに(2)個別企業の取組の促進に向けた取組においても、事業主団体の取組促進から個別企業労使による自主的な取組支援に至るまで、施策対象に応じた取組を実施しているところであり、これらが一体となった政策パッケージとして有機的に機能することで、効果的・効率的な事業展開が図られているといえる。

【総合的な評価】

上記のように、施策対象に応じた効果的・効率的な取組が行われ、各指標の目標も達成していることから、 我が国における仕事と生活の調和の実現に向けた取組として適切に運営されていると考えることができる。

さらに、21年度においては、シンポジウムを廃止する一方、セミナーの回数を増やすなど既存事業の改廃を行うとともに、所定外労働の長い業種、年次有給休暇の取得率が低い業種など、業種の特性に応じた仕事と生活の調和推進プランの策定を支援する事業を新たに実施するなど、新たな政策手段の検討を進めているところである。

なお、第170回臨時国会において、特に長い時間外労働の割増賃金率の引上げ等を内容とする労働基準法の改正が行われ、平成22年4月1日から施行されることとなり、今後さらに労働時間等の設定改善が重要な課題となる中で、上記の助成・援助事業が一層効果的に作用することが期待される。

【評価結果の分類】

- i 施策目標の終了・廃止を検討(該当する場合に○)
- ii 施策目標を継続(該当する場合に次のいずれか1つに○)
- (イ) 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討
- (ロ) 見直しを行わず引き続き実施
- (ハ) 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討
- iii 機構・定員要求を検討(該当する場合に○)

(理由)

憲章及び行動指針において設定された目標達成のため、仕事と生活の調和の実現に向けた取組の一層の推進が求められているため。

我が国の労働時間をめぐる状況は、特に30歳代男性の長時間労働が常態化するなど、労働時間が長い者と短い者との「労働時間分布の長短二極化」の状態にある。また、現在の厳しい経済状況の下で、所定外労働を中心に長時間労働が一部緩和されている面も生じているが、今後の景気回復期も含め長時間労働を抑制するという観点が求められている。このため、憲章及び行動指針を踏まえ、中央・地方における取組を推進する社会的気運の醸成を図るとともに、景気回復期も含め長時間労働を抑制するという観点から「制度的」な取組を行う企業等に対する支援事業を実施し、仕事と生活の調和の実現を図る。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果等】

(次ページへ続く)

施策目標に係る指標

(達成水準/達成時期)

※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)

		H 1 6	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	
1	労働時間等の課題について労使が 話し合いの機会を設けている割合 (単位:%)(前年以上/毎年)	_	_	38.6 [-]	41.5 [-]	4 6. 2 【111.3%】	
2	週労働時間60時間以上の雇用者 の割合(単位:%)(前年以下/ 毎年)	1 2. 2	1 1. 7 [-]	10.8	10.3	1 O. O [97.1%]	
3	年次有給休暇取得率(単位:%)。 (前年以上/毎年)。	46.6 [-]	47. 1 [-]	46.6 [-]	47.7 [-]	- (集計中)	

(調査名・資料出所、備考)

・上記指標1~3は、「仕事と生活の調和推進のための行動指針(平成19年12月、 ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議決定)」に掲げられたものを踏襲。なお、同指針においては、指標1~3について、それぞれ以下のように中長期的な数値目標(各主体の取組が進んだ場合の社会全体の目標値)が掲げられている。

(いずれも、現状→5年後→10年後)

1:41.5%→60%→全ての企業で実施

2:10.8%→2割減→半減

3:46.6%→60%→完全取得

なお、調査名は以下のとおり。

1:厚生労働省「労働時間等の設定の改善の促進を通じた仕事と生活の調和に関する意識調査」

2:総務省「労働力調査」

3:厚生労働省「就労条件総合調査」(企業規模30人以上)

・指標2の目標達成率は、(実績値/達成水準) ×100(%) で算出しているが、より 小さい値を得ることを目標としているため100%以下で目標達成となる。

※指標3については、平成20年度の数値を現在集計中であり、21年10月頃公表予定。

	施政方針演説等	年 月 日	記 載 事 項(抜粋)
関係する施政	経済財政改革の基本方	平成21年6月23日	「<前略>仕事と生活の調和の推進など、雇用を軸とした生活安心保
方針演説等内	針2009		障政策の再構築を行う。」
閣の重要政策	経済財政改革の基本方	平成20年6月27日	「国・地方・労使を始めとする社会全体の取組により、「憲章」及び
(主なもの)	針2008		「行動指針」に掲げられた数値目標の達成を目指し、仕事と生活の調
			和(ワーク・ライフ・バランス)を推進する。」
			「「子供と家族を応援する日本」重点戦略等に基づき、保育サービス
			や放課後対策等の子育て支援の拡充及び仕事と生活の調和(ワーク・
			ライフ・バランス)実現を車の両輪として、少子化対策を行う。」
	社会保障の機能強化の	平成20年7月29日	「3.未来を担う「子どもたち」を守り、育てる社会②仕事と生活の
	ための緊急対策~5つ		調和の実現」として項目立てがなされ、「子育て中の多様な働き方等
	の安心プラン~		を実現するために、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)
			憲章」及び「行動指針」に基づく取組を推進するとともに」
	新雇用戦略	平成20年4月23日	「安定した雇用・生活の実現」、「安心・納得して働くことのできる環
			境整備」として、「仕事と生活の調和の実現」が取り上げられている。